

半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の施設等利用料を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 標準的な開所時間が1日4時間以上8時間未満であって、開所日数が週5日以上かつ年間39週以上（以下「標準的な開所時間」という。）である施設等のうち、別表に定める基準を満たすもので、満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として、多様な集団活動事業を提供する施設等とする。ただし、次に掲げる施設等は除くものとする。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の半数を超えない施設等は除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する多様な集団活動事業に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料とする。ただし、入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育の利用料並びに実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用）は除くものとする。

(3) 対象幼児 対象施設等を標準的な開所時間以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍する半田市に住所を有する者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2に規定する企業主導型保育事業を利用している者

(対象施設等審査の申請)

第3条 対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金対象施設等審査申請書(様式第1)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金対象施設等決定通知書(様式第2)により、申請を却下したときは、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金対象施設等却下通知書(様式第3)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる

(対象施設等の提出書類)

第6条 第4条の規定により決定した対象施設等は、月毎の在籍幼児名簿(様式第4)を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(補助対象費用)

第7条 補助金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(補助基準額)

第8条 対象幼児1人当たりの補助基準額は、対象施設1施設に限り、1月につき、2万円とする。ただし、対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3か年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(補助金の交付額)

第9条 補助金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の補助基準額のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第10条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第5)に、関係書類を添えて、市長が

定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付を決定したときは、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6）により、支給しないことを決定したときは半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付申請却下通知書（様式第7）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、速やかに交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助決定者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたときは、補助の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、補助決定者又は関係人に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施することができる。

2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。
3 設備（有する場合）	(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備とする。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4 非常災害に対する措置	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、第1号に規定する設備の設置及び前号に規定する訓練に特に留意すること。

	<p>〔建物が無い場合〕</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>
5 集団活動内容	<p>(1) 幼児一人ひとりの心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（提供する場合）	<p>幼児の年齢、発達及び健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</p>
7 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、次に規定する幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p> <p>(1) 登・降園時の健康観察を実施すること。</p> <p>(2) 職員及び利用幼児の健康診断を実施すること。</p> <p>(3) 常備している医薬品等を明らかにすること。</p> <p>(4) 安全管理に係るマニュアルを作成すること。</p> <p>(5) 賠償責任保険に加入すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか必要な健康管理及び安全管理を実施すること。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。</p>
9 備えるべき帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法</p>

	については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
--	------------------------------------

様式第1（第3条関係）

年 月 日

半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金対象施設等審査申請書

半田市長

施設等所在地
氏名（又は名称）
代表者氏名

半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき対象施設等の審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 設置者・施設等に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体
設置者	
設置者の所在地等	〒 電話： メールアドレス：
代表者	氏名： 職名：
施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設 (うち認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (うち企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 上記以外の施設等
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 電話： メールアドレス：
施設等の管理者	氏名： 職名：
事業開始年月日	年 月 日

2 運営に関する事項

- (1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てに✓を記入）
日曜日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日
- (2) 開園（開校）期間 ____週／年間
- (3) 開園（開校）時間 ※24時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

※ (1)～(3)は、施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての児童を対象として提供している標準的な開所時間を記載すること。

- (4) 利用定員と現員（ 年5月1日時点）※1

		3歳児 (※3)	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	(a)に対する (b)の割合 (b/a) ※5
定員(※2)							
現員	半田市						
	市						
	市						
現員計(a)							
現員のうち 無償化対象	半田市						
	市						
	市						
無償化対象計(b) ※4							

※1 申請日が属する年度の前年度5月1日時点の数値とすること。(6)職員の配置も同じ。

3歳児以上の現員(概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する児童のみ)については、内訳を提出

※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入

※3 満3歳児の定員・現員数は、3歳児欄に記入

※4 3歳児以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している児童の人数を記載

※5 本欄の数値が概ね50%を上回る施設等は対象施設等とはならない。

(5) 利用料金等

		利用料(保育料) ※			
		年額	月額	半期	その他
3歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料(保育料)以外の 料金 ※年額で記入	総額		入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

※ 過去3年度の利用料が申請年度と同額の場合は、申請年度の欄のみ記載

(6) 職員の配置 (年5月1日時点)

①園長・施設長 □常勤 □非常勤 _____人

_____人 常勤換算人数(※)

※1日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入

[集団活動への従事] □従事する(資格等欄も記入してください。) □従事しない

[資格等] □幼稚園教諭免許 □保育士 □看護師 □准看護師

□基準で定める研修修了者 □その他()

②集団活動従事者 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

常勤換算後の人数※_____人

[資格等別の内訳]

資格等	常 勤	非常勤		合 計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他					
合計					

③その他の職員 常勤_____人 非常勤_____人 総数_____人

[資格等別の内訳]

資格等	常 勤	非常勤	合 計
調理員			
その他()			
その他()			
合計			

(7) 施設・設備の現況

	室名	集団活動室	調理室	便 所	その他	合 計
居室等の設置状況	室数 面積	室 ㎡	室	室 便器 個	室	室 ㎡
屋外遊戯場(園庭)	有(㎡)・無(付近に代替可能な場所 有・無)					
建 物 の 構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・れん瓦造・木造・その他()					

(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有	消防計画：年月日届出 その他の計画(内規等)	無
防災(避難・消火等)訓練	実施	実施回数 回/年	未実施
集団活動室が2階にある	適	耐火建築物又は準耐火建築物	不適
集団活動室が3階以上にある	適	耐火建築物	不適
建物が無い場合の非常災害 に対する対策	有	※具体的な対策を記載	無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施	※実施内容を簡潔に記載		未実施
健康診断（児童）	実施	（ 回/年）	※他機関で実施したもの、診断書提出も実施に含む	
健康診断（職員）	実施	（ 回/年）	※他機関で実施したもの、診断書提出も実施に含む	
常備している医薬品等	有	※主な医薬品等の種類を記載 例.消毒液、絆創膏等		無
安全管理マニュアル	作成	※マニュアルを添付		未作成
保険 加入	加入・未加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
		補償の内容	※契約書類の写しを添付	

(添付書類)

- ・有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- ・保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- ・施設の平面図（消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入）
- ・利用案内、パンフレットの類（利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去3か年分が必要）
- ・年間の活動計画、児童の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し

様式第2（第4条関係）

年 月 日

様

半田市長

半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金対象施設等決定通知書

年 月 日付で申請がありました半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき通知します。

設 置 者	
設置者の住所	
代 表 者	
施設等の名称	
決定年月日	
対象児童の 月額基準額	月額 円／対象児童1人
備 考	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、半田市を被告として（半田市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第3（第4条関係）

年 月 日

様

半田市長

半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金対象施設等却下通知書

年 月 日付けで申請がありました半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金対象施設等について、次の理由により却下となりましたので、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき通知します。

設 置 者	
設置者の住所	
代 表 者	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備 考	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、半田市を被告として（半田市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第4 (第6条関係)

在籍幼児名簿 () 月分

No.	氏名	生年月日 (年齢)	住所	在籍期間
1		()		月 日 ~ 月 日
2		()		月 日 ~ 月 日
3		()		月 日 ~ 月 日
4		()		月 日 ~ 月 日
5		()		月 日 ~ 月 日
6		()		月 日 ~ 月 日
7		()		月 日 ~ 月 日
8		()		月 日 ~ 月 日
9		()		月 日 ~ 月 日
10		()		月 日 ~ 月 日
11		()		月 日 ~ 月 日
12		()		月 日 ~ 月 日
13		()		月 日 ~ 月 日
14		()		月 日 ~ 月 日
15		()		月 日 ~ 月 日
16		()		月 日 ~ 月 日
17		()		月 日 ~ 月 日
18		()		月 日 ~ 月 日
19		()		月 日 ~ 月 日
20		()		月 日 ~ 月 日

様式第 5 (第 10 条関係)

年 月 日

半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付申請書兼請求書

半田市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等が有する学籍簿の類、徴収金台帳等を半田市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために半田市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請者について記入してください。

申請者	フリガナ		申請 幼児 との 続柄	1 父 2 母 3 その他 ()	現住所	〒	—
	氏名			<small>注) 該当番号を○で囲い、その他の場合は()内も記載して下さい。</small>			
	連絡先 ※1 (電話番号)			<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()			

※1 連絡先 (電話番号) 欄は、確実に連絡がとれる順に記入してください。

2. 申請幼児について記入してください。

申請 幼児 ※2	フリガナ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒	—
	氏名				
	生年月日	年 月 日			

※2 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3. 利用した施設等を記入してください。

フリガナ		所在地	〒	—
施設・事業名			電話:	
契約している利用料※3	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円			

※3 該当箇所にしを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未満端数切捨て)し、月額欄の□にしを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 支給申請額を記入してください。

支給申請額		金 円 (年 月 ~ 年 月分)						
対象月	対象施設等に支払った月額利用料 (a)※4 ※5	月額基準額(b)	請求額 (aとbを比較して小さい方(c))	対象月	対象施設等に支払った月額利用料 (a)※4 ※5	月額基準額(b)	請求額 (aとbを比較して小さい方(c))	支給申請額 左記 c の合計 円
月				月				
月				月				
月				月				

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類 (領収証等) を添付してください。

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定 (十円未満端数切捨て) して下さい。

5. 給付金の振込先を記入してください。(※6)

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・信用組合			支店名	支店・出張所			
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
口座名義(カタカナ)								

※6 申請者と口座名義が異なる振込先 (対象施設等は不可。) を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私 (申請者) は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。

申請者氏名 ()

様式第6（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付決定通知書

半田市長

年 月 日付けで申請のあった半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金については、次のとおり決定しましたので、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助対象月 月

様式第7（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付申請却下通知書

半田市長

年 月 日付けで申請のあった半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金については、次の理由より却下となりましたので、半田市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

却下理由